

【件名】

第二次中野区再犯防止推進計画（素案）について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

令和2年5月に策定した中野区再犯防止推進計画について、その後の国や都の策定状況や動向を踏まえ、第二次中野区再犯防止推進計画の策定に向けた検討を進めてきたところである。以下のとおり計画（素案）を取りまとめたので報告する。

1 構成

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 計画策定の背景

第3章 計画の方針

第4章 取組の展開

基本目標1 犯罪・非行予防

基本目標2 立ち直り支援

基本目標3 地域づくり

2 計画の概要

別紙1のとおり

3 意見交換会の実施

計画（素案）に対する意見交換会を以下のとおり実施する。

（1）意見交換会の日程

日付	時間	場所
4月17日（木）	18時30分～19時30分	中野区役所7階701会議室
4月18日（金）	16時30分～17時30分	中野区役所7階701会議室

（2）周知方法

区報（4月5日号）及び中野区ホームページ等により周知する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年5月 計画（案）策定

6月 議会報告

7月 パブリック・コメント手続きの実施
8月 計画策定
9月 議会報告

計画の位置づけ	根拠法令:再犯防止推進法第8条第1項「地方再犯防止推進計画」
計画期間	令和7年度から令和11年度まで
計画の目的	孤独・孤立対策及び犯罪・非行予防や再犯防止、更生保護につながる取組を推進することで、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする
現状と課題	行政/支援を要する人の中に、刑余者も含まれる認識が必要である 保護司/行政他、地域の協力者とさらに繋がる必要がある 刑余者(犯罪をした人等)/SOSを出しづらく、孤独になる傾向にある 区民/自分の生活に犯罪は無関係と考える傾向にある



※【刑余者】 刑罰を受けたことのある人・罪を犯して刑務所に入所し刑期を終えて出所した人/刑期の1/3を経過し仮釈放になった人(保護司関与)

基本目標	<p>基本目標 1 犯罪・非行予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者の心情を受け止め、犯罪が二度と繰り返されないことの必要性を共通認識とするための体制を整備 ○犯罪に繋がる要因に対応できる支援の充実や支援機関ネットワークの強化 ○児童、生徒や若者の非行を未然に防ぐ環境づくりのため、様々な角度からの相談を受けられる支援体制の構築 ○社会的な孤独・孤立をうまないために、孤独・孤立対策を推進 	<p>基本目標 2 立ち直り支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪をした人が、被害者の心情を理解し犯罪の責任等を自覚することで、社会復帰に向けた自発的な行動を促進 ○更生保護に資する福祉サービス情報を、多様な方法で提供 ○犯罪をした人の社会復帰を円滑にすめられる体制の整備 ○犯罪をした人が、保護司と繋がりがある状況で、福祉サービスに繋がれるような仕組みや体制づくりの検討(犯罪・非行を繰り返さないための息の長い支援) 	<p>基本目標 3 地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における多様な居場所づくりを支援し、地域住民が交流できる場の整備 ○地域での更生保護活動等、民間支援者による活動の支援 ○保護司の更生保護活動がしやすい環境の整備 ○犯罪・非行予防、再犯防止の支援者や協力者間ネットワークの強化 ○民間事業者の協力を得ながら街ぐるみで犯罪・非行予防、再犯防止推進に取り組む体制の構築
	<p>取組</p> <p>1. 非行防止・学校と連携した修学支援等 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣や子ども・若者、その家族からの相談支援体制の推進、学習支援活動や居場所づくりの支援</p> <p>2. 孤独・孤立対策と連動した取組の推進 ・社会的な孤独・孤立を生まない地域づくり、生きづらさを抱える人等が早期に適切な福祉等支援に繋がる体制づくり ・犯罪被害者の心情を受け止めた犯罪・非行予防の重要性の理解促進 ・「孤独・孤立プラットフォーム」を設置し、関係部署や区内団体、NPO等によるネットワーキングの機会を創出</p>	<p>取組</p> <p>1. 就労・住居の確保等 事業者等に雇用や住居の確保に関して協力を得るため、関係機関と連携した取組を促進</p> <p>2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 /犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等 犯罪をした人等の特性(複合的な課題、依存症等)に応じた福祉的な支援の推進</p>	<p>取組</p> <p>1. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等 更生保護活動の周知と新たな協力者を得る取組みの推進</p> <p>2. 再犯防止のための連携体制の強化等 地域における支援者・協力者間のネットワークの強化、ネットワークの輪を広げる取組</p> <p>3. 新たなまちづくりと連動した地域づくり 地域包括ケア推進パートナーシップ(NIC+)協定を通じた取組の促進、犯罪被害者支援事業と連動した取組の構築</p>

<p>計画の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本計画に掲げる取組について、定期的に進捗状況や現状を把握する ○有識者、関係部署や関係団体で構成する会議体を設置し、国、都、他関係機関、関係団体の動向や社会状況等を確認しあいながら、次期の計画においての取組内容の検討を行う
